

第34回

定時株主総会 招集ご通知

開催日時 2023年8月28日（月曜日）午前11時

開催場所 東京都中央区銀座七丁目4番12号
Shinwa Wise Holdings株式会社
1階ホール
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

株主総会にご出席されない場合

書面（郵送）により議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使期限

2023年8月25日（金曜日）午後6時（到着分）まで

ご案内

感染症の感染防止のため、会場スタッフはマスク着用で対応させていただきます。予めご了承ください。

株主様同士のお席の間隔を広くとるため、十分な席数を確保できない場合がございます。座席数を超える来場がある場合、入場を制限させていただく場合がございます。

なお、株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は当社ウェブサイト（アドレス<https://www.shinwa-wise.com/>）にてお知らせいたします。

Shinwa Wise Holdings株式会社

証券コード：2437

証券コード：2437

2023年8月10日

(電子提供措置開始日 2023年8月4日)

株 主 各 位

東京都中央区銀座七丁目4番12号
Shinwa Wise Holdings株式会社

代表取締役社長 倉田陽一郎

第34回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第34回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。なお、本定時株主総会におきましては、書面交付請求の有無に関わらず、全ての株主様に電子提供措置事項を記載した書面を交付しております。

【当社ウェブサイト】

<https://www.shinwa-wise.com/news/>

メニューよりその他タブを選択いただき、ご確認ください。

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

「銘柄名（会社名）」に「Shinwa Wise Holdings」又は「コード」に当社証券コード「2437」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。

株主の皆様におかれましては、感染症拡大防止の観点から、ご来場される際は株主総会開催日現在の感染状況やご自身のご体調をお確かめの上、感染症予防策にご配慮いただきますようお願い申し上げます。なお、当日ご出席されない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2023年8月25日（金曜日）午後6時までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年8月28日(月曜日) 午前11時
2. 場 所 東京都中央区銀座七丁目4番12号
Shinwa Wise Holdings株式会社 1階ホール
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

3. 目的事項
報告事項
1. 第34期(2022年6月1日から2023年5月31日まで)事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第34期(2022年6月1日から2023年5月31日まで)計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 取締役8名選任の件
第2号議案 監査役2名選任の件
第3号議案 資本金の額の減少(減資)の件
第4号議案 剰余金の処分の件

以上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記の電子提供措置をとっている各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
 - ◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。なお、本定時株主総会においては、書面交付請求の有無に関わらず、全ての株主様に電子提供措置事項を記載した書面を交付しております。
 - ① 事業報告「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
 - ② 連結計算書類「連結注記表」
 - ③ 計算書類「個別注記表」従いまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
 - ◎ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

(提供書面)

事業報告

(2022年6月1日から)
(2023年5月31日まで)

I 企業集団の現況に関する事項

1. 当連結会計年度の事業の状況

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済におきましては、欧米経済が物価高や金融引き締めの影響から減速しています。中国経済はゼロコロナ政策の解除による反動増が成長率を押し上げ、欧州経済も暖冬によりエネルギー制約が緩和されマイナス成長は回避されたものの、コロナ危機前の成長率を下回っているほか、暖冬などの特殊要因を除けば世界経済は減速傾向にありました。

わが国内の経済は、緩やかに持ち直しており、23年1-3月期の実質GDPは、季節調整済前期比+0.4%（年率+1.6%）と、プラス成長となりました。経済活動の正常化を受け民間最終消費支出が回復したほか、設備投資など内需の拡大がプラス成長を主導しました。そのため、経済活動の活性化が一層期待されます。

そのような状況の中、アート関連事業において、取扱高は前年と比べ増加いたしました。中でも、オークション事業は、前年同期と比し、出品点数・落札点数は減少したものの、高額品の取り扱いが増加したため、11.7%増の73億円となりました。オークション事業の新しい柱と位置付けるコンテンポラリーアート（現代美術）は、前年同期と比し、265.2%増の結果となりました。また、前期のより連結子会社となったアイアート株式会社も大きく貢献し、Shinwa Auction株式会社とともにオークション事業の強化を推進いたしました。

プライベートセール・その他事業は、資産防衛ダイヤモンドを中心に順調に売上を伸ばしました。

その他事業では、自社所有の売電事業及びマレーシアでのPKS事業を継続しております。

前期から業務を開始したEdoverse株式会社は、Edoverse Foundationが行うメタバース空間構築の早期実現や、デジタルツインのコンサルティング業務を積極的に推進しました。

セグメント別の業績は次のとおりです。

①アート関連事業

アート関連事業は、取扱高9,578,518千円（前年比20.7%増）、売上高3,453,140千円（前年比39.3%増）、セグメント利益699,492千円（前年比20.2%増）となりました。

種別の業績は次のとおりです。

部 門		取 扱 高	前年比 増減	構 成 比 率	売 上 高	前年比 増減	構 成 比 率
		千円	%	%	千円	%	%
オークシ ョ ン 事 業	近 代 美 術	1,906,860	94.6	19.9	355,386	108.2	10.3
	近 代 陶 芸	457,480	△21.3	4.8	80,044	△19.1	1.4
	近代美術PartⅡ	211,745	95.2	2.2	47,024	113.8	4.5
	そ の 他	2,355,540	△48.2	24.6	444,889	△40.6	12.9
	ア イ ア ー ト	2,408,615	120.4	25.1	457,682	128.4	13.3
	小 計	7,340,240	11.7	76.6	1,385,027	12.6	40.1
プ ラ イ ベ ー ト セ ー ル ・ そ の 他 事 業	プライベートセール	2,106,957	55.4	22.0	1,970,909	59.6	57.1
	そ の 他	131,320	—	1.4	97,202	470.4	2.8
	小 計	2,238,278	64.0	23.4	2,068,112	65.2	59.9
合 計		9,578,518	20.7	100	3,453,140	39.3	100

- (注) 1. 取扱高の前年比増減率と売上高の前年比増減率の乖離の大きな要因のひとつに、商品売上高の増減があります。商品売上高は、オークション落札価額に対する手数料収入、カタログ収入、年会費等と同様に売上高を構成する要素であり、在庫商品を販売した場合、その販売価格（オークションでの落札の場合には落札価額）を商品売上高として、売上高に計上することとしております。
2. その他オークションは、出品の状況により随時開催しております。前期は2022年3月27日にEveningSale(羽田オークション)が開催され、高額作品が出品・落札されております。

i) オークション事業

当連結会計年度は、オークションの開催回数は39回（前年度開催回数34回）でした。主な内訳は、近代美術オークション、近代美術PartⅡオークション及びコンテンポラリーアートオークションを各6回、アイアートオークションを5回、近代陶芸オークションを4回、MANGAオークション及びワイン・リカーオークションを各3回、西洋美術オークション、Bags/Jewellery&Watchesオークションを各2回、アバターオークション及びLuxury Eveningオークションを各1回で、取扱高は昨年と比し11.7%増となりました。

近代美術オークションは、出品点数16.4%減、落札点数3.2%減でしたが、エスティメイト下限合計額に対する落札価額合計額の比率は、平均で149.6%と高水準で推移し、取扱高は、1,906,860千円となり、昨年と比し94.6%増加しました。

近代陶芸オークションは、出品点数27.9%減、落札点数30.5%減でしたが、エスティメイト下限合計額に対する落札価額合計額の比率は、平均で130.3%と高水準で推移いたしました。取扱高は、457,480千円となり、昨年と比し21.3%減少しています。

近代美術P a r t Ⅱオークションは、出品点数2.3%増、落札点数13.0%増となり、エスティメイト下限合計額に対する落札価額合計額の比率は、平均で326.6%と高水準で推移し、取扱高

は、211,745千円となり、昨年と比し95.2%増加しました。

コンテンポラリーアートオークションは、出品点数47.4%減、落札点数44.9%減でしたが、エスティメイト下限合計額に対する落札価額合計額の比率は、平均で163.7%と高水準で推移いたしました。取扱高は、819,625千円となり、昨年と比し265.2%増加しました。

その他オークションは、前期2022年3月27日にEvening Sale(羽田オークション)が開催され、高額作品が出品・落札されております。そのため、当期の取扱高は1,535,915千円となり57.2%減となりました。そのような中で、ワイン・リカーオークションは出品点数15.8%増、落札点数19.2%増となり、エスティメイト下限合計額に対する落札価額合計額の比率は、平均で173.6%と高水準で推移いたしました。2月に行われたワイン・リカーオークションの取扱高は、ワインオークションを開始した2001年3月以来、過去最高の240,970千円となりました。また、Bags/Jewellery&Watchesオークションでは高額品の出品・落札があり、取扱高は539,900千円と前年比398.2%増となりました。

アイアートオークションは、5回開催し、出品点数1,116点、落札点数893点、落札率80.0%という結果になりました。このアイアート株式会社の子会社化により、売上高457,682千円（前年同期比128.4%増）となり、連結決算に大きく貢献いたしました。

ii) プライベートセール・その他事業

プライベートセール・その他事業では、資産防衛ダイヤモンド販売事業と美術品のプライベートセールで売上を伸ばしました。資産防衛ダイヤモンド販売事業は、売上高847,827千円（前年同期比55.4%増）と、資産防衛としてのダイヤモンドの需要の高まりから、引き続き順調に売上を伸ばしました。プライベートセール事業は、売上高1,970,909千円（前年同期比59.6%増）と、売上を伸ばしました。

結果として、プライベートセール・その他事業は、前年同期比で取扱高64.0%増、売上高65.2%増となりました。

②その他事業

子会社保有の太陽光発電施設による売電事業は29,530千円、またマレーシアにおけるPKS事業では164,544千円の売上となりました。

その結果、当連結会計年度のその他事業のセグメント売上高は194,075千円（前年同期比29.4%増）、4,066千円のセグメント利益（前年同期は17,161千円のセグメント損失）となりました。

以上により、当連結会計年度の業績は、売上高3,647,215千円（前年同期比38.7%増、対前年同期増加額1,017,749千円）、営業利益544,189千円（前年同期比32.9%増）、経常利益576,582千円（前年同期比36.5%増）、親会社株主に帰属する当期純利益373,722千円（前年同期比158.7%増）となりました。

なお、経常利益及び親会社株主に帰属する当期純利益は、2006年5月期以来、17年ぶりに最高益を更新いたしました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は、4,908千円です。その主なものは、器具及び備品の取得であります。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

インフレ抑制の難航による金融引き締め長期化にともなう、欧米の金融システム不安や物価上昇が続く国内外経済の先行きが極めて不透明な状況にあります。

アート関連事業においては、近代美術オークションをはじめとする各オークションでの高額作品の取り扱いの増加から、市況は徐々に好転する方向にあります。

当社グループは、「日本近代美術再生プロジェクト」と題した、日本の20世紀の近代美術の再評価と価値付けに取り組んでまいりましたが、日本のインフレ環境下において、ようやく日本の近代美術が見直される環境が醸成されてまいりました。同時に、近代美術だけでなく、新たな柱となり得るコンテンポラリーアートの拡大を推進してまいります。また、「資産形成アート投資サロン」を通じて、アートコレクターを呼び込み、オークションに新たな富裕層の誘引を図り、高額品の取り扱いを増加させると同時に、外的要因に影響されにくい新たな事業の開発にも積極的に取り組んでまいります。

これまで、当社では、アートを中心に、宝飾品、時計、バッグ、ワイン・リカー等の様々な高額品アイテムのオークションを開催してまいりましたが、今後、特に宝飾品・時計部門を一つの大きな柱となる部門に育成する方針です。

また、オークション事業から派生した資産防衛ダイヤモンド事業は、各国の金融緩和政策から生じるインフレ懸念から、資産防衛としてのダイヤモンドへの需要が高まっており、引き続き売上増大を目指します。

2022年3月設立したEdoverse株式会社が推進する仮想空間GameFiの構築を目指す「Edoverse（江戸バース）」の開発・運用・管理にかかるコンサルティング業務を通じて、現代に江戸の町を再構築するゲームの中で、NFTアートを中心としたNFT取引を通じて持続可能な経済圏の拡大を目指します。サテライト空間を利用した浮世絵美術館のオープン(2023年6月1日)を皮切りに、2023年年末に予定している仮想空間内でのゲームオープンを控え、Edoverse公式アンバサダーにVtuberを起用するなどコミュニティの活性化かつ拡大を目指します。

その他事業のエネルギー関連については、アート関連事業に経営のリソースを集中させていくため、太陽光発電施設事業を縮小しておりますが、SDGsの観点から、持続可能な再生エネルギーとして自社保有の太陽光発電施設は保持しております。一方、マレーシアから日本へのPKS（ヤシ殻）輸出事業は、前期から事業活動を再開し、引き続き収益化を目指します。

2024年5月期は、アート関連事業において、各オークションでの高額品の取扱いによるオークション事業と、資産防衛ダイヤモンドやアートのプライベートセール・その他事業の収益拡大、Web3事業の立ち上げ、そして「Edoverse（江戸バース）」事業により、連結収益の拡大を目指します。

2. 財産及び損益の状況

(1) 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 31 期 2020年5月期	第 32 期 2021年5月期	第 33 期 2022年5月期	第 34 期 (当連結会計年度) 2023年5月期
売 上 高	千円 1,719,155	千円 2,813,145	千円 2,629,466	千円 3,647,215
経常利益又は経常損失(△)	千円 △322,739	千円 198,421	千円 422,297	千円 576,582
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)	千円 △305,705	千円 23,367	千円 144,436	千円 373,722
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)	△44円16銭	3円29銭	16円13銭	37円49銭
総 資 産	千円 3,085,092	千円 3,239,184	千円 4,158,261	千円 5,054,732
純 資 産	千円 1,760,373	千円 1,781,272	千円 3,023,546	千円 3,555,057
1株当たり純資産	247円70銭	250円64銭	311円23銭	351円70銭

- (注) 1. 第31期の売上高、経常利益及び親会社株主に帰属する当期純利益の著しい減少は、主に新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の緊急事態宣言を受けて、オークションの開催の自粛、営業活動の縮小を行ったことによるものであります。
2. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は期末発行済株式総数により算出しております。

(2) 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 31 期 2020年5月期	第 32 期 2021年5月期	第 33 期 2022年5月期	第 34 期 (当事業年度) 2023年5月期
売 上 高	千円 328,045	千円 335,663	千円 477,147	千円 717,722
経常利益又は経常損失(△)	千円 △91,938	千円 △22,272	千円 69,458	千円 25,033
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△)	千円 △336,016	千円 △56,093	千円 △94,193	千円 32,003
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	△48円53銭	△7円89銭	△10円52銭	3円21銭
総 資 産	千円 2,192,150	千円 1,943,939	千円 2,970,465	千円 3,214,103
純 資 産	千円 1,819,565	千円 1,763,471	千円 2,756,515	千円 2,937,654
1株当たり純資産	256円02銭	248円13銭	283円56銭	290円36銭

- (注) 1. 第31期の売上高、経常利益及び当期純利益の著しい減少は、主に新型コロナウイルス感染症の影響による子会社業績の悪化を受けて、子会社への売上高（経営指導料）の減額を行ったことによるものであります。
2. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は期末発行済株式総数により算出しております。

3. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社の状況

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
Shinwa Auction株式会社	50,000千円	100.0%	美術品を中心としたオークションの企画及び運営
Shinwa Prive株式会社	10,000千円	100.0%	美術品取引（画廊業）
Shinwa ARTEX株式会社	90,000千円	100.0%	資産防衛ダイヤモンド、アート投資サロン運営、文化支援事業、NFTアート販売、その他新規事業開発
シンワクリエイト株式会社 (注) 1	10,000千円	100.0%	不動産の売買、賃貸、管理
シンワメディコ株式会社 (注) 1	20,000千円	70.0%	医療機関向け支援事業
S H I N W A A P E C MALAYSIA SDN. BHD. (注) 1	MYR1,000,000	100.0%	マレーシアにおけるPKS事業
アイアート株式会社 (注) 2	50,000千円	100.0%	美術品を中心としたオークションの企画及び運営
E d o v e r s e 株 式 会 社	10,000千円	100.0%	Edoverse事業のコンサルティング

(注) 1. 当社の孫会社であります。

2. 当事業年度の末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

特定完全子会社の名称	アイアート株式会社
特定完全子会社の住所	東京都港区新橋五丁目14番10号 新橋スクエアビル3F
当社及び当社の完全子会社における 特定完全子会社の株式の帳簿価額	1,061,056千円
当社の総資産額	3,214,103千円

4. 主要な事業内容 (2023年5月31日現在)

当社グループは、主にアート関連事業及びその他事業を行っております。各事業の内容は以下のとおりであります。

① アート関連事業

アート関連事業は、大きくオークション事業とプライベートセール・その他事業に分けられます。

オークション事業は、取り扱い作品・価格帯により、近代美術オークション、近代陶芸オークション、近代美術PartⅡオークションを定期的に開催しております。その他、コンテンポラリーアート、西洋美術、ワイン・リカー、MANGA、ブランド雑貨、時計、宝飾品等のオークションを随時開催しております。

プライベートセール・その他事業は、プライベートセール（資産防衛ダイヤモンド販売やオークション以外での相対取引である絵画の売買）を中心に行っております。

部	門	主要な内容
オークション事業	近代美術オークション	・近代日本画、近代日本洋画、彫刻、外国絵画等のオークション ・落札予想価格（以下「エスティメイト」という）の下限金額が概ね20万円以上の作品
	近代陶芸オークション	・近代陶芸（茶碗、壺、香炉等）のオークション （一部古美術を含む）
	近代美術PartⅡオークション	・著名作家の版画、日本画、洋画、陶芸等のオークション ・エスティメイトの下限金額が概ね2万円以上の作品
	その他オークション	・コンテンポラリーアート、西洋美術、ワイン・リカー、マンガ、ブランド雑貨、時計、宝飾品等の上記以外のオークション
プライベートセール・その他事業	プライベートセール	・資産防衛ダイヤモンド ・美術品等の相対取引である絵画・NFTアート販売
	その他	・主として2万円未満の低価格作品に関し、美術業者間交換会にて販売を委託された取引 ・その他

② その他事業

自社所有の50kW級低圧型太陽光発電施設、高圧型太陽光発電施設の売電事業を行っております。

また、マレーシアにおいて、バイオマス発電の燃料となるPKS(パーム椰子殻)の販売事業を行っています。

5. 主要な事業所等 (2023年5月31日現在)

(1) 当社

本社	東京都中央区
----	--------

(2) 子会社

Shinwa Auction株式会社	東京都中央区
Shinwa Prive株式会社	東京都中央区
Shinwa ARTEX株式会社	東京都中央区
アイアート株式会社	東京都港区
Edoverse株式会社	東京都中央区

(3) 孫会社

シンワクリエイト株式会社	東京都中央区
シンワメディコ株式会社	東京都中央区
SHINWA APEC MALAYSIA SDN. BHD.	マレーシア パハン州 クアantan市

6. 使用人の状況 (2023年5月31日現在)

(1) 企業集団の使用人の状況

国内外の別	事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
国内 (注)2・3	ア ー ト 関 連 事 業	29(20)名	-3(5)
	全 社 (共 通)	6(-)	-(-)
	そ の 他 事 業	-(1)	-(-)
	小 計	35(21)	-3(5)
国外	そ の 他 事 業	7(-)	-1(-)
	小 計	7(-)	-1(-)
合 計		42(21)	-4(5)

(注) 1. 使用人数は就業員数であり、出向者及びアルバイトは()内に外数で記載しております。

2. 「全社(共通)」として記載している使用人数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

(2) 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前 年 度 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
6名	-	49.3歳	10.0年

7. 主要な借入先 (2023年5月31日現在)

借 入 先	借 入 金 残 高
株式会社みなと銀行	156,749千円
株式会社武蔵野銀行	65,180千円
株式会社日本政策金融公庫	30,000千円
株式会社みずほ銀行	20,000千円

8. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

Ⅱ 会社の状況に関する事項

1. 株式に関する事項（2023年5月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 18,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 10,066,518株
- (3) 株主数 7,418名
- (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
伊勢彦信	1,814,475株	18.02%
リーテイルブランディング株式会社	708,580	7.03
秋元之浩	510,732	5.07
倉田陽一郎	413,712	4.10
采譽投資有限公司 常任代理人 三田証券株式会社	330,000	3.27
ヤング開発株式会社	295,000	2.93
楽天証券株式会社	278,800	2.76
株式会社 S B I 証券	153,644	1.52
UBS AG LONDON A/C IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT 常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京 支店	100,920	1.00
桑畑幸奈	98,100	0.97

(注)1.自己株式は保有しておりません。

2.新株予約権の権利行使により、発行済み株式の総数は415,000株増加しております。

3.主要株主である伊勢彦信氏が保有する当社のすべての株式は、本年7月31日を譲渡日として倉田陽一郎氏、秋元之浩氏、リーテイルブランディング株式会社に譲渡する契約を締結しております。

2. 新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

- (3) その他新株予約権に関する重要な事項

令和3年10月12日開催の取締役会決議に基づき有償発行した第18回新株予約権の概要

新株予約権の数	16,404個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	当社普通株式1,640,400株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり1,200円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり37,500円 (1株当たり375円)
割当日	令和3年10月27日
新株予約権の割当対象者及びその人数ならびに割り当てる新株予約権の数	当社取締役 6名 (15,440個) 当社監査役 3名 (964個)
新株予約権の行使期間	2021年10月27日から2026年10月26日まで
新株予約権の主な行使条件	割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも540円を上回った場合にのみ、本新株予約権を行使できるものとする。上記にかかわらず、行使期間中に連続する1ヶ月間(21営業日)の平均終値が一度でも本新株予約権の発行に係る取締役会決議日の直前営業日である2021年10月11日の東京証券取引所における当社普通株式の終値である金375円に50%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使期間の満期日までに行使しなければならない。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役に関する事項（2023年5月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	倉 田 陽 一 郎	国内戦略/国内・海外事業担当 Shinwa Auction株式会社代表取締役会長 Shinwa Prive株式会社代表取締役社長 Shinwa ARTEX株式会社取締役 シンワメディコ株式会社取締役 シンワクリエイト株式会社代表取締役社長 ASIAN ART AUCTION ALLIANCE COMPANY LIMITED 代表取締役 SHINWA APEC MALAYSIA SDN. BHD.取締役 Edoverse株式会社代表取締役社長 中国芸術品投資管理有限公司董事
取 締 役 会 長	伊 勢 彦 信	一般財団法人イセ文化財団代表理事 イセ文化基金理事長 アイアート株式会社取締役 シンワクリエイト株式会社取締役
取 締 役	秋 元 之 浩	リーテイルブランディング株式会社代表取締役社長 アイアート株式会社代表取締役 Shinwa ARTEX株式会社取締役 シンワクリエイト株式会社取締役 Edoverse株式会社取締役 アイ・アート・アセット株式会社代表取締役 社長
取 締 役	岡 崎 奈 美 子	管理担当/国内・海外事業担当 株式会社アウル設立代表取締役 Shinwa ARTEX株式会社代表取締役社長 Shinwa Auction株式会社取締役 シンワメディコ株式会社代表取締役社長 シンワクリエイト株式会社 Edoverse株式会社取締役
取 締 役	高 橋 健 治	アイアート株式会社取締役
取 締 役	張 志 軍	采譽投資有限公司董事 喜昌投資有限公司董事長 Shinwa Prive株式会社取締役 シンワクリエイト株式会社取締役
取 締 役	長 田 忠 千 代	一般社団法人メタバース推進協議会監事

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

地	位	氏	名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
取	締	山	本 晋 平	弁護士 古賀総合法律事務所パートナー アジア国際法学会日本協会 常務理事 公益財団法人大学基準協会法科大学院認証評価 分科会委員
常	勤	高	橋 隆 敏	税理士 Vistra Japan税理士法人代表社員 株式会社ブラコー監査役 株式会社REVOLUTION取締役(監査等委 員)
監	査	大	谷 恭 子	弁護士 アリエ法律事務所 パートナー
監	査	小	林 公 成	株式会社KKホールディングス代表取締役 Shinwa Auction株式会社監査役 Edoverse株式会社監査役

- (注) 1. 2022年8月29日開催の第33回定時株主総会にて、長田忠千代氏、山本晋平氏は新たに取締役に選任され、就任いたしました。
2. 取締役張志軍氏、長田忠千代氏、山本晋平氏は、社外取締役であります。当社は、取締役長田忠千代氏及び山本晋平氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
3. 長田忠千代氏は一般社団法人メタバース推進協議会の監事で、当社も同協議会の会員企業であります。
4. 常勤監査役高橋隆敏氏、監査役大谷恭子氏及び監査役小林公成氏は、社外監査役であります。
5. 監査役高橋隆敏氏は、税理士の資格を有しており、また、過去に会計事務所に勤務された経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 監査役小林公成氏は、過去に事業会社の経理部門で長年にわたり勤務された経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
7. 当社は、監査役高橋隆敏氏、監査役大谷恭子氏及び監査役小林公成氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

①被保険者の範囲

当社および当社のすべての子会社の取締役、監査役。

②保険契約の内容の概要

被保険者が①の会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用を補償するものです。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は保障対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。保険料は全額当社が負担します。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2022年7月29日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえ適正な水準とすることを基本方針としております。

具体的には、取締役の報酬は、基本報酬、業績連動報酬により構成し、取締役の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業の報酬等を総合的に勘案して決定するものとしております。

②取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬等については、1989年6月14日開催の第1回定時株主総会において取締役年間報酬総額の上限を150,000千円と決議をいただいております。なお、第1回定時株主総会決議時において、取締役の員数は5名でありました。また、監査役の報酬等については、2014年8月28日開催の第25回定時株主総会で監査役年間報酬総額の上限を50,000千円と決議をいただいております。なお、第25回定時株主総会決議時において、監査役の員数は3名でありました。

③取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議にもとづき代表取締役社長の倉田陽一郎氏がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分としております。

委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、取締役会は当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

④取締役及び監査役の報酬等の総額等

区 分	支給人員	報酬等の 総 額 (千円)	報酬等の種類別の額(千円)		
			固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬
取 締 役 (うち社外取 締 役)	8名 (3名)	111,100 (8,250)	111,100 (8,250)	— —	— —
監 査 役 (うち社外監 査 役)	3名 (3名)	21,150 (21,150)	21,150 (21,150)	— —	— —
合 計	11名	132,250	132,250	—	—

- (注) 1. 当事業年度末の取締役の員数は8名、監査役の員数は3名であります。
2. 業績連動報酬等の内容は、取締役に対する賞与であります。業績連動報酬等の額は、各事業年度の連結営業利益の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を賞与として業績等に鑑みて、一定の時期に支給しております。目標となる業績指標とその値は、中長期に継続した業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めるため、中期経営計画と整合するよう計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて見直しを行っております。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役張志軍氏は、采譽投資有限公司の董事及び喜昌投資有限公司の董事長であります
が、当社と各兼職先との間には特別な関係はありません。
- ・取締役長田忠千代氏は、一般社団法人メタバース推進協議会監事であります。当社は同
協議会に入会しておりますが、特別な関係はありません。
- ・取締役山本晋平氏は、古賀総合法律事務所のパートナー弁護士であります。当社と兼
職先との間には特別な関係はありません。
- ・監査役高橋隆敏氏は、Vistra Japan税理士法人の代表社員であります。同事務所と当社
の一部のグループ会社との間で役務提供等の取引関係がありますが、当社グループ全
体で同事務所へ支払った報酬は、当社の連結売上高の0.1%未満、同事務所が受領した
売上高の1%未満と僅少であるため、一般株主と利益相反が生じる恐れがなく、当社
の監査業務に影響を及ぼすものではないと判断しております。
- ・監査役大谷恭子氏は、アリエ法律事務所のパートナー弁護士であります。当社と兼職
先との間には特別な関係はありません。
- ・監査役小林公成氏は、株式会社KKホールディングスの代表取締役であります。当社
と兼職先との間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況
 ・取締役会及び監査役会への出席状況

		取締役会		監査役会	
		出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役	張 志 軍	23回中20回	87.0%	—	—
取締役	長 田 忠 千 代	16回中16回	100.0%	—	—
取締役	山 本 晋 平	16回中15回	93.8%	—	—
監査役	高 橋 隆 敏	23回中23回	100.0%	10回中10回	100.0%
監査役	大 谷 恭 子	23回中21回	91.3%	10回中 9回	90.0%
監査役	小 林 公 成	23回中22回	95.7%	10回中10回	100.0%

- (注) 1. 当該事業年度においては、取締役会を23回、監査役会を10回開催しております。
 2. 社外取締役の長田忠千代氏、山本晋平氏が社外取締役に就任した2022年8月29日以降、取締役会は16回開催されています。

(6) 取締役会及び監査役会における発言状況ならびに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

取締役張志軍氏は、中国ビジネスに関する豊富な見識を活かし、社外取締役として当社の経営全般に対する提言や取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために適宜必要な発言を行っております。

取締役長田忠千代氏は、日本有数の企業の役員としての深い知見を活かし、社外取締役として当社の経営全般に対する提言や取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために適宜必要な発言を行っております。

取締役山本晋平氏は、弁護士としての専門性を活かし、当社の経営全般に対してガバナンス・コンプライアンス強化の視点から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために、適宜必要な発言を行っております。

監査役高橋隆敏氏は、税理士としての専門性と会計事務所勤務の経験を活かし、経営監視の観点から意見を述べるなど、社外監査役として取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために適宜必要な発言を行っております。また、監査役会において適宜必要な発言を行っております。

監査役大谷恭子氏は、弁護士としての専門性を活かし、客観的・中立的立場から、社外監査役として取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために適宜必要な発言を行っております。また、監査役会において適宜必要な発言を行っております。

監査役小林公成氏は、会社役員や経営コンサルタントとして培った豊富な経験と専門知識を活かし、客観的・中立的立場から、社外監査役として取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために適宜必要な発言を行っております。また、監査役会において適宜必要な発言を行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

UHY東京監査法人

(2) 会計監査人に対する報酬等の額

- ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 23,000千円
- ② 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 23,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記①の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の当社の子会社の計算書類監査の状況

当社の重要な子会社の中には、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けている海外の子会社があります。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

なお、取締役会が、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査役会に請求し、監査役会は、その適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

連結貸借対照表

(2023年5月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	3,937,848	流 動 負 債	1,210,077
現 金 及 び 預 金	2,273,123	買 掛 金	257,830
売 掛 金	50,729	オ ー ク シ ョ ン 未 払 金	467,146
オ ー ク シ ョ ン 未 収 入 金	261,379	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	35,308
商 品	1,242,794	未 払 法 人 税 等	175,331
前 渡 金	3,425	賞 与 引 当 金	34,795
そ の 他	106,397	そ の 他	239,665
貸 倒 引 当 金	△2	固 定 負 債	289,597
固 定 資 産	1,116,884	長 期 借 入 金	238,121
(有 形 固 定 資 産)	79,983	退 職 給 付 に 係 る 負 債	33,239
建 物 及 び 構 築 物	27,712	そ の 他	18,237
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	14,260	負 債 合 計	1,499,675
土 地	12,900	純 資 産 の 部	
そ の 他	25,110	株 主 資 本	3,523,600
(無 形 固 定 資 産)	677,657	資 本 金	1,674,567
ソ フ ト ウ エ ア	17,864	資 本 剰 余 金	1,395,772
の れ ん	659,793	利 益 剰 余 金	453,260
(投 資 そ の 他 の 資 産)	359,243	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	16,751
投 資 有 価 証 券	26,973	為 替 換 算 調 整 勘 定	16,744
関 係 会 社 株 式	60,600	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	6
繰 延 税 金 資 産	169,544	新 株 予 約 権	14,704
長 期 貸 付 金	70,604	純 資 産 合 計	3,555,057
そ の 他	167,216	負 債 ・ 純 資 産 合 計	5,054,732
貸 倒 引 当 金	△135,696		
資 産 合 計	5,054,732		

招 集 通 知

事 業 報 告

計 算 書 類

監 査 報 告

株 主 総 会 参 考 書 類

連結損益計算書

(自 2022年6月1日
至 2023年5月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		3,647,215
売上原価		1,857,280
売上総利益		1,789,934
販売費及び一般管理費		1,245,745
営業利益		544,189
営業外収益		
受取利息	1,211	
デリバティブ評価益	1,539	
為替差益	1,152	
暗号資産評価益	1,072	
匿名組合投資利益	30,415	
その他	3,705	39,097
営業外費用		
支払利息	3,806	
支払手数料	5	
貸倒引当金繰入額	1,000	
その他	1,892	6,704
経常利益		576,582
特別利益		
固定資産売却益	1	
投資有価証券売却益	37,574	37,575
特別損失		
訴訟関連損失	5,646	
貸倒引当金繰入額	21,336	
その他	114	27,098
税金等調整前当期純利益		587,060
法人税、住民税及び事業税	218,004	
法人税等調整額	△4,666	213,338
当期純利益		373,722
親会社株主に帰属する当期純利益		373,722

連結株主資本等変動計算書

(自 2022年6月1日
至 2023年5月31日)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	1,594,264	1,315,470	79,538	2,989,273
当期変動額				
新株の発行	80,302	80,302		160,605
親会社株主に帰属する 当期純利益			373,722	373,722
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計	80,302	80,302	373,722	534,327
当期末残高	1,674,567	1,395,772	453,260	3,523,600

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	為替換算調整 勘定	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利 益累計額合計		
当期首残高	8,093	6,495	14,588	19,684	3,023,546
当期変動額					
新株の発行					160,605
親会社株主に帰属する 当期純利益					373,722
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	8,651	△6,488	2,162	△4,980	△2,817
当期変動額合計	8,651	△6,488	2,162	△4,980	531,510
当期末残高	16,744	6	16,751	14,704	3,555,057

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

貸借対照表

(2023年5月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	1,206,761	流 動 負 債	273,184
現金及び預金	360,176	買掛金	220,439
オークション未収入金	1,337	オークション未払金	2,570
未収入金	24,416	未払法人税等	9,051
売掛金	557,091	賞与引当金	4,307
商品	221,209	その他	36,817
関係会社短期貸付金	30,000	固 定 負 債	3,264
その他	12,531	退職給付引当金	2,025
貸倒引当金	△2	長期預り金	1,239
固 定 資 産	2,007,342	負 債 合 計	276,449
(有形固定資産)	34,297	純 資 産 の 部	
建物	27,328	株 主 資 本	2,922,943
工具器具及び備品	6,968	資 本 金	1,674,567
(無形固定資産)	6,123	資 本 剰 余 金	1,395,772
ソフトウェア	6,123	資本準備金	1,279,317
(投資その他の資産)	1,966,921	その他資本剰余金	116,455
投資有価証券	26,103	利 益 剰 余 金	△147,397
関係会社株式	1,191,656	利益準備金	37,687
出資金	500	その他利益剰余金	△185,084
敷金及び保証金	36,769	繰越利益剰余金	△185,084
長期未収入金	21,721	評 価 ・ 換 算 差 額 等	6
関係会社長期貸付金	944,109	その他有価証券評価差額金	6
繰延税金資産	94,209	新 株 予 約 権	14,704
その他	20,800	純 資 産 合 計	2,937,654
貸倒引当金	△368,948	負 債 ・ 純 資 産 合 計	3,214,103
資 産 合 計	3,214,103		

損益計算書

(自 2022年6月1日
至 2023年5月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		717,722
売上原価		309,363
売上総利益		408,358
販売費及び一般管理費		405,859
営業利益		2,499
営業外収益		
受取利息	12,301	
為替差益	9,879	
その他	632	22,813
営業外費用		
支払利息	79	
貸倒引当金繰入額	165	
その他	34	278
経常利益		25,033
特別利益		
投資有価証券売却益	37,574	37,574
特別損失		
関係会社貸倒引当金繰入額	27,519	
訴訟関連損失	4,694	
固定資産除却損	0	32,213
税引前当期純利益		30,395
法人税、住民税及び事業税	3,539	
法人税等調整額	△5,147	△1,608
当期純利益		32,003

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

株主資本等変動計算書

(自 2022年 6 月 1 日
至 2023年 5 月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本							株主資本 合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		株主資本 合計	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金		
当 期 首 残 高	1,594,264	1,199,014	116,455	1,315,470	37,687	△217,088	△179,400	2,730,334
当 期 変 動 額								
新 株 の 発 行	80,302	80,302		80,302				160,605
当 期 純 利 益						32,003	32,003	32,003
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）								
当 期 変 動 額 合 計	80,302	80,302	-	80,302	-	32,003	32,003	192,608
当 期 末 残 高	1,674,567	1,279,317	116,455	1,395,772	37,687	△185,084	△147,397	2,922,943

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価 証券評価差 額金	評価・換 算差額等 合計		
当 期 首 残 高	6,495	6,495	19,684	2,756,515
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行				160,605
当 期 純 利 益				32,003
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）	△6,488	△6,488	△4,980	△11,468
当 期 変 動 額 合 計	△6,488	△6,488	△4,980	181,139
当 期 末 残 高	6	6	14,704	2,937,654

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年7月26日

Shinwa Wise Holdings株式会社

取締役会 御中

UHY東京監査法人

東京都品川区

指 定 社 員	公認会計士	鹿 目	達 也
業 務 執 行 社 員			
指 定 社 員	公認会計士	石 原	慶 幸
業 務 執 行 社 員			

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、Shinwa Wise Holdings株式会社の2022年6月1日から2023年5月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、Shinwa Wise Holdings株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

招集
通知

事業
報告

計算
書類

監査
報告

株主
総会
参考
書類

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2023年7月26日

Shinwa Wise Holdings株式会社

取締役会 御中

UHY東京監査法人

東京都品川区

指 定 社 員	公認会計士	鹿 目	達 也
業 務 執 行 社 員			
指 定 社 員	公認会計士	石 原	慶 幸
業 務 執 行 社 員			

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、Shinwa Wise Holdings株式会社の2022年6月1日から2023年5月31日までの第34期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年6月1日から2023年5月31日までの第34期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の執行に関する不正の疑いのある行為については都度事実確認し是正の対応をし、最終的には法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められませんでした。

③ 内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人UHY東京監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人UHY東京監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年7月27日

Shinwa Wise Holdings株式会社 監査役会

常勤監査役(社外) 高橋 隆 敏 ㊟

社外監査役 大谷 恭 子 ㊟

社外監査役 小林 公 成 ㊟

以 上

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

株主総会参考書類

第1号議案 取締役8名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって現任取締役8名全員は、任期満了となります。つきましては、取締役8名の選任をお願いするものであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
1	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> <small>くら た よういちろう</small> 倉 田 陽 一 郎 (1965年2月11日生)	国内戦略/国内・海外事業担当 1987年4月 エス・ジー・ウォーバーグ証券会社入社 1988年10月 ウォーバーグ投資顧問株式会社入社 1992年4月 メースピアソン投資顧問株式会社入社 1997年10月 ミネルヴァ投資顧問株式会社設立代表取締役 1998年10月 国務大臣金融再生委員会委員長政務秘書官 1999年7月 ミネルヴァ投資顧問株式会社代表取締役 2001年6月 当社代表取締役社長 2018年8月 当社取締役会長 2020年3月 当社代表取締役社長(現任) 2022年3月 Edoverse株式会社代表取締役社長(現任)	413,712株 ※本年7月6日に開示した「主要株主、主要株主である筆頭株主の異動見込みに関するお知らせ」にて開示の通り、株式譲渡が実行された場合、保有株式に変更が生じます。
	(重要な兼職の状況) Shinwa Auction株式会社代表取締役会長 Shinwa Prive株式会社代表取締役社長 Shinwa ARTEX株式会社取締役 シンワメディコ株式会社取締役 シンワクリエイイト株式会社代表取締役社長 Edoverse株式会社代表取締役社長 ASIAN ART AUCTION ALLIANCE COMPANY LIMITED代表取締役 SHINWA APEC MALAYSIA SDN.BHD.取締役 中国芸術品投資管理有限公司董事 (取締役候補者とした理由) 倉田陽一郎氏は、当社代表取締役社長として、グループ経営に強いリーダーシップを発揮し、2021年5月期の決算を4期ぶりに黒字転換させ、本年5月期においては経常利益で過去最高額を達成し、三期連続の増益を達成しました。社内の営業体制の強化を推進し、主力事業であるオークション事業の黒字幅を拡大させただけでなく、これまでのShinwaアートNFT事業の開発・販売拡大から、更に大きなグローバル構想を推進しています。また、資産防衛ダイヤモンドの販売先拡大に尽力し事業の幅を広げました。これまで、当社代表取締役社長及び当社取締役会長を歴任し、新規事業開発やアジア戦略にも尽力し、経営のバランスに貢献していること、当社取締役会における重要な意思決定及び業務執行及びその監督において重要な役割を担っていることから、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものです。		

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
2	<p>再任</p> <p>伊 勢 彦 信 (1929年5月5日生)</p> <p>(重要な兼職の状況) 一般財団法人イセ文化財団 代表理事 イセ文化基金 理事長 アイアート株式会社 取締役 シンワクリエイイト株式会社 取締役 (取締役候補者とした理由) 伊勢彦信氏はアートに慧眼を持ち、イセ文化基金を通じて、世界のアートコレクターTOP100にランクされた世界有数のコレクターです。社外取締役就任以来、会社経営の経験と知識から、取締役会において当社の経営をこれまでないスケールを目指すためのビジョンを示し、オークション会社の世界戦略として当社が掲げる日本の美術取引市場を再生させ、世界に冠たるオークションハウスを目指すという目標の早期実現のための礎となっております。同氏のこれまでの経験で得た世界基準のアートおよびオークションに対する深い造詣を取締役として活かしていただきたく、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものです。</p>	<p>1962年 8 月 イセ株式会社代表取締役 1969年 5 月 イセファーム株式会社代表取締役社長 1971年 6 月 イセ食品株式会社代表取締役 1980年12月 イセアメリカ株式会社代表取締役(現任) 1983年 4 月 イセ文化基金理事長(現任) 2010年12月 一般財団法人イセ文化財団代表理事(現任) 2019年 5 月 アイアート株式会社取締役 2020年 3 月 当社取締役会長 (現任) 2020年 7 月 アイアート株式会社代表取締役 2022年 4 月 アイアート株式会社取締役 (現任)</p>	<p>1,814,475株</p> <p>※本年7月6日に開示した「主要株主、主要株主である筆頭株主の異動見込みに関するお知らせ」にて開示の通り、株式譲渡が実行された場合、保有株式に変更が生じます。</p>

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
3	<div data-bbox="253 314 306 344" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</div> <div data-bbox="273 349 448 420" style="text-align: center;"> <small>あき もと ゆき ひろ</small> 秋 元 之 浩 (1967年4月13日生) </div>	<p>1990年 4 月 立山アルミニウム工業株式会社入社 2000年 4 月 伊藤忠商事株式会社生活資材部門リテイル室入社 同年 8 月 リテイルブランディング株式会社設立代表取締役専務 2004年 6 月 リーテイルブランディング株式会社代表 取締役社長(現任)</p> <p>2007年11月 株式会社ナルミヤ・インターナショナル取締役 2012年 3 月 株式会社小僧寿し本部取締役 2019年 5 月 アイアート株式会社取締役 2020年 3 月 当社取締役 (現任) 2022年 3 月 Edoverse株式会社取締役 (現任) 2022年 4 月 アイアート株式会社代表取締役社長 (現任) 2022年 4 月 アイ・アート・アセット株式会社代表取締役社長 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) リーテイルブランディング株式会社 代表取締役社長 アイ・アート・アセット株式会社代表取締役社長 アイアート株式会社 代表取締役社長 Shinwa ARTEX株式会社 取締役/シンワクリエイト株式会社 取締役/Edoverse株式 会社 取締役 (取締役候補者とした理由) 秋元之浩氏は、リーテイルブランディング株式会社を創業し、これまで堅調に事 業を拡大させてきました。またアイアート株式会社の代表取締役として、当社主軸 オークション事業の一翼を担っております。経営者としての見識も深く、当社の営 業体制強化のための組織とその運営体制の構築に大きく貢献、今後当社の時価総額 の拡大を図りながら事業を急成長させて行くことを視野に、世界に冠たるオークシ ョンハウスを目指すという目標の早期実現のため不可欠と考え、同氏の実業家とし ての見識と経験から当社の経営戦略を客観的に分析してもらうため、引き続き取締 役候補者とし選任をお願いするものです。</p>	<p>510,732株</p> <p>※本年7月6日開示 「主要株主、主要株主 である筆頭株主の異動 見込みに関するお知らせ」の通り、株式譲渡 が実行された場合、保 有株式に変更が生じま す。</p>

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
4	<p>再任</p> <p>おか ぎき なみ こ 岡 崎 奈美子 (1966年10月17日生)</p> <p>(重要な兼職の状況) 株式会社アウル 代表取締役 Shinwa ARTEX株式会社 代表取締役社長 シンワメディコ株式会社 代表取締役社長 Shinwa Auction株式会社 取締役 シンワクリエイト株式会社 取締役 Edoverse株式会社 取締役 (取締役候補者とした理由) 岡崎奈美子氏は、当社管理担当取締役として、グループ全体のガバナンス強化に務めています。また主要子会社の1社であるShinwa ARTEXの代表取締役社長として、資産防衛ダイヤモンドを主軸とする事業を軌道に乗せ、安定した事業経営を行っています。さらにWeb3事業の立上げ等、新規事業の開拓に尽力しております。その他、主要子会社の1社であるShinwa Auctionの取締役として、ワイン・リカーオークションの責任者として自ら指揮を執り、新しい顧客層を誘引し、売上を大幅に向上させることに成功し、当社グループの事業拡大に貢献しました。その行動力と折衝能力は今後当社が事業を拡大、上場を維持するために必要な人材として、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものです。</p>	<p>管理担当/国内・海外事業担当</p> <p>1997年9月 株式会社アウル設立代表取締役(現任)</p> <p>2014年5月 シンワメディコ株式会社執行役員</p> <p>2015年8月 エーベック株式会社(現Shinwa ARTEX株式会社)入社</p> <p>同年10月 同 総務部長</p> <p>2017年12月 同 執行役員文化支援事業・High Networth渉外海外子会社担当</p> <p>2020年3月 当社取締役(現任)</p>	25,200株

招集し通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
5	<div data-bbox="256 269 305 296" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</div> <div data-bbox="273 303 454 371" style="text-align: center;"> <small>たか はし けん じ</small> 高 橋 健 治 (1977年7月6日生) </div>	2000年4月 株式会社中田商事入社 2005年3月 株式会社エヌシーシープロモ入社 2008年2月 株式会社オーガニックファクトリー入社 2009年11月 株式会社モミアンドトイ・エンターテイメント入社 2013年4月 リーテイルブランディング株式会社入社 2018年10月 アールビー・エコー株式会社取締役 2020年2月 アールビー・トラスト株式会社業務部長 2020年8月 当社取締役（現任） 2021年12月 アイアート株式会社取締役（現任）	-
(重要な兼職の状況) アイアート株式会社 取締役 (取締役候補者とした理由) 高橋健治氏は、当社100%子会社となったアイアート株式会社の売上の拡大に貢献し、当社主軸オークション事業の一翼を担う同社の利益の増大にコミットした独自の施策をアイアート代表である秋元氏の指揮のもと遂行。ひいては当社の利益に大きく貢献しております。また同社のコンプライアンス・ガバナンス強化を図るため、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものです。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
6	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">社外</div> CHEUNG Chi Kwan 張志軍 (1971年11月21日生)	1999年4月 海南建恒實業投資有限公司入社 2015年5月 采譽投資有限公司董事(現任) 同年12月 喜昌投資有限公司董事長(現任) 2020年3月 当社 社外取締役(現任)	—
	(重要な兼職の状況) 采譽投資有限公司 董事 喜昌投資有限公司 董事長 Shinwa Prive株式会社 取締役 シンワクリエイティブ株式会社 取締役 (社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 張志軍氏は、采譽投資有限公司の董事を務めており、当社グループのアジア戦略上の要となる人材です。同氏を通して多くの中国企業との提携の実現、事業シナジーの最大化が期待でき、今後の当社の経営の要の一つとなるアジア戦略を推進するためにも、適切な指針・ガバナンスを提供できる人材として、引き続き社外取締役候補者として選任をお願いするものです。		
7	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">独立</div> おさだ たちよ 長田 忠千代 (1956年10月26日生)	1980年4月 株式会社三菱銀行(現三菱UFJ銀行)入社 2014年5月 同 代表取締役専務 2015年6月 東京急行電鉄株式会社常勤監査役 2019年4月 マルタスインベストメント株式会社代表取締役会長 2020年8月 株式会社バンカーズ・ホールディング代表取締役会長 2022年4月 当社 社外取締役(現任) 2022年7月 同 相談役(現任)	—
	(重要な兼職の状況) メタバース推進協議会 監事 (社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 長田忠千代氏は、長年三菱UFJ銀行の要職を務め、日本の企業経営のトップとのつながりも深く、仮想空間やIT等の最先端産業の企業経営に対しての深い知見があるため、適切な指針・ガバナンスを提供できる人材として、独立社外取締役候補者として選任をお願いするものです。		

招集し通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
8	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">独立</div> <small>やまもと しんべい</small> 山本 晋平 (1973年8月29日生)	2000年4月 弁護士登録 古賀総合法律事務所 入所 2005年10月 国連人権高等弁務官事務所NY事務所 インター 2006年1月 米国ニューヨーク州弁護士登録 2006年2月 LeBoeuf Lamb Greene & MacRaeニューヨーク事務所 2006年7月 古賀総合法律事務所 復帰 2012年1月 日本弁護士連合会 国際室室長 2021年7月 アジア国際法学会日本協会 常務理事 (現任) 2022年8月 当社 社外取締役 (現任) 2023年4月 公益財団法人大学基準協会法科大学院認証評価分科会委員 (現任)	—
	(重要な兼職の状況) 古賀総合法律事務所 アジア国際法学会日本協会 常務理事 (現任) 公益財団法人大学基準協会法科大学院認証評価分科会委員 (現任) (社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 山本晋平氏は、過去に社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、弁護士として企業法務に関する豊富な専門的知見を有しており、当社グループ全体のガバナンス・コンプライアンス強化のため、独立社外取締役として適任であることから選任をお願いするものです。		

- (注) 1.当社定款においては、会社法第427条第1項の規定により、当社と社外取締役との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。当社は当該規定に基づき、張氏、長田氏、山本氏との間で責任限定契約を締結しており、同3氏の再任をご承認いただいた場合、会社法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を、法が定める最低責任限度額とする責任限定契約を継続する予定であります。
- 2.当社は、会社法第430条の3第1項に基づき、以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当社および当社のすべての子会社の取締役、監査役が対象であります。各候補者が選任され就任した場合は被保険者となります。
- 保険契約の内容の概要：対象となる被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用を補償するものです。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は保障対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。保険料は全額当社が負担します。
- 3.取締役候補者張志軍氏、長田忠千代氏、山本晋平氏は社外取締役であります。
- 4.長田忠千代氏・山本晋平氏は株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件及び当社が定める「社外役員の独立性に係る基準」を満たしていると判断しており、選任が承認された場合、当社は株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。
- 5.張志軍氏、長田忠千代氏、山本晋平氏は当社社外取締役に就任してから、張氏は3年、長田氏、山本氏は本総会時には1年となります。

第2号議案 監査役2名選任の件

監査役3名のうち、小林公成氏及び大谷恭子氏は、本定時株主総会終結の時をもって、任期満了となります。つきましては、監査役2名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 再任 社外 独立 </div> おお 谷 恭 子 <small>たに きょう こ</small> (1950年4月25日生)	1978年4月 弁護士登録 1980年5月 新橋法律事務所 1983年4月 四谷共同法律事務所開設 2013年4月 弁護士法人北千住パブリック法律事務所 所長 2017年4月 アリエ法律事務所 (現任) 2020年3月 当社社外監査役(現任)	-
	(重要な兼職の状況) アリエ法律事務所パートナー (社外監査役候補者とした理由) 大谷恭子氏はこれまで弁護士として数々の功績をあげられ、社会正義を貫き、公正・客観的な視点で会社運営の監査にあたり、当社のコンプライアンスの礎となってきました。2020年3月26日に招集された臨時株主総会から選任され、当グループの業務に関して深い見識を有し、厳しく公正な監査業務に従事された実績があり、引き続き社外監査役として選任をお願いするものであります。		

社外監査役候補である、木内氏の選任をご承認いただいた場合、木内氏との間で会社法423条第1項の損害賠償責任の限度額を法が定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結する予定であります。

- 8.当社は、会社法第430条の3第1項に基づき、以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当社および当社のすべての子会社の取締役、監査役が対象であります。各候補者が選任され就任した場合は被保険者となります。

保険契約の内容の概要：対象となる被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用を補償するものです。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は保障対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。保険料は全額当社が負担します。

(ご参考) 当社における社外役員の独立性に係る基準について

当社は、コーポレートガバナンスの強化にとって必要な客観性及び透明性を確保するために、社外取締役（注1）及び社外監査役（注2）（以下、併せて「社外役員」といいます。）の独立性に関する基準を以下のとおり定めております。

1. 現在及び過去において、当社グループの業務執行者（注3）でないこと。加えて、社外監査役は、当社グループの業務執行を行わない取締役及び会計参与（会計参与が法人の場合はその職務を行うべき社員）であったことが一度もないこと。
2. 最近過去5年間において、以下のいずれにも該当していないこと。
 - (1) 当社の総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している大株主またはその業務執行者
 - (2) 当社グループが総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者の業務執行者
 - (3) 当社グループの業務執行者のうちの重要な者（注4）に該当する者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族または生計を共にする者
 - (4) 上記2. (1) に該当する者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族または生計を共にする者
3. 最近過去3年間において、以下のいずれにも該当していないこと。
 - (1) 当社グループを主要な取引先（注5）とする者またはその業務執行者
 - (2) 当社グループの主要な取引先またはその業務執行者
 - (3) 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産（注6）を得ているコンサルタント、公認会計士等の会計専門家、弁護士等の法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合には、当該団体に所属する者をいう。）
 - (4) 当社グループから多額の金銭その他の財産の寄付を受けている者またはその業務執行者
 - (5) 当社グループとの間で、社外役員の相互就任の関係にある上場会社の出身者
 - (6) 上記2. (2) に該当する者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族または生計を共にする者
 - (7) 上記3. (1) から (4) までに該当する者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族または生計を共にする者
4. その他、一般株主との利益相反が生じるおそれがなく、また独立した社外役員として職務をはたせないと合理的に判断される事情を有していないこと。

以上

注1：「社外取締役」とは、会社法第2条第15号に定める社外取締役をいいます。

注2：「社外監査役」とは、会社法第2条第16号に定める社外監査役をいいます。

注3：「業務執行者」とは、株式会社の業務執行取締役、執行役、執行役員、持分会社の業務を執行する社員（当該社員が法人である場合は、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これに相当する者）、会社以外の法人・団体の業務を執行する者及び会社を含む法人・団体の使用人（従業員等）をいいます。

注4：「業務執行者のうちの重要な者」とは、業務執行取締役、執行役員及び部長職以上の上級管理職にある使用人をいいます。

注5：「主要な取引先」とは、当社グループとの取引額が1事業年度につき連結売上高の10%を超える取引先である者または当社グループが借入をしている金融機関その他の大口債権者をいいます。

注6：「多額の金銭その他の財産」とは、その価額の総額が、個人の場合は1事業年度につき1,000万円以上、団体の場合は連結売上高の2%を超えることをいいます。

第3号議案 資本金の額の減少(減資)の件

当社は、企業価値の持続可能な成長を実現するための経営戦略の一環として、事業規模に応じた適切な税制の適用により、税負担の軽減を図り、資本政策の柔軟性および機動性を確保することを目的として、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額の減少し、その他資本剰余金に振り替えるものであります。

なお、本議案は、払戻を行わない無償減資であり、発行済株式総数の変更は行わず、資本金の額のみを減少するものであるため、株主の皆様が所有する株式数に影響を与えるものではありません。また、今回の資本金の額の減少によって当社の純資産額及び発行済株式数の変更はございませんので、1株当たり純資産に変更を生じるものではございません。

(1) 減少する資本金の額

会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額1,674,567,246円を1,624,567,246円減少して、50,000,000円とし、減少する資本金の全額をその他資本剰余金に振り替えたいと存じます。

(2) 資本金の額の減少の効力発生日

2023年10月1日を予定しております。

第4号議案 剰余金の処分の件

会社法第452条の規定に基づき、第3号議案の資本金の額の減少の効力発生を条件に、資本金の額の減少により生じるその他資本剰余金1,624,567,246円のうち147,397,148円を繰越利益剰余金に振り替え、繰越利益剰余金の欠損の一部を填補充当したいと存じます。また、これによって、当社の利益剰余金の欠損が解消されることとなります。

(1) 減少する剰余金の項目とその額

その他資本剰余金	147,397,148円
----------	--------------

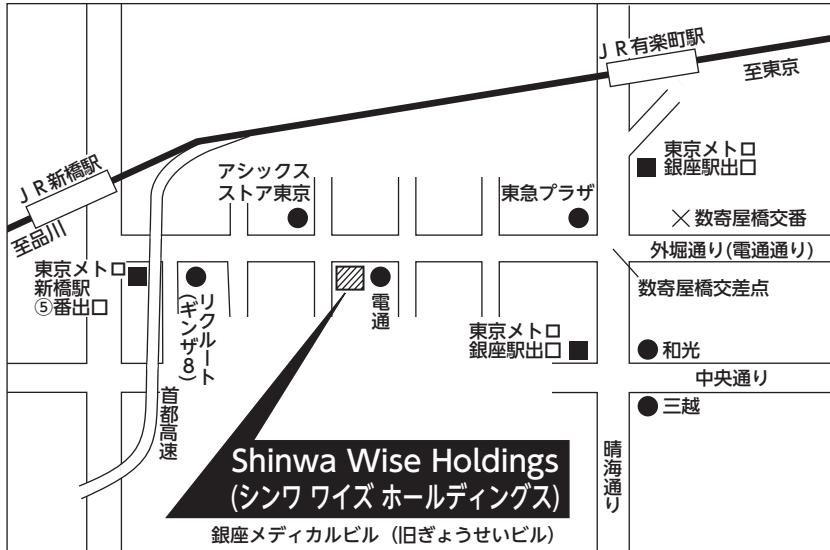
(2) 増加する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金	147,397,148円
---------	--------------

以上

株主総会会場ご案内図

会場 東京都中央区銀座七丁目4番12号
Shinwa Wise Holdings株式会社 1階ホール
電話 03 (5537) 8024



交通 JR線 有楽町駅より徒歩8分
新橋駅より徒歩5分
東京メトロ銀座線
銀座駅より徒歩6分
新橋駅⑤番出口より徒歩5分



なお、本会場には、駐車場のご用意がございませんので、
お車でのご来場はご遠慮ください。



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。